

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の考え方

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（以下「能開機構財会省令」という。）の廃止
- (2) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」）に職業能力開発業務等に移管するため、「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」について能開機構財会省令の一部の事項を追加する等所要の改正を行うこと。（例：業務方法書の記載事項に職業能力開発業務に関する事項を追加）
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正
独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」）に財形業務に移管するため、「独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」について能開機構財会省令の一部の事項を追加する等所要の改正を行うこと。（例：業務方法書の記載事項に財形業務に関する事項を追加）
- (4) 雇用支援機構又は勤退機構の採用に係る手続
雇用支援機構又は勤退機構の採用に係る手続等は、「労働基準法施行規則」等の趣旨を踏まえ、以下の通り。
 - ア 雇用支援機構又は勤退機構における労働条件の内容となるべき事項
労働基準法施行規則第5条に準じた事項（例：労働契約期間、賃金等（別紙参照））とすること。
 - イ 雇用支援機構等の労働条件及び採用の基準の提示の方法
雇用支援機構又は勤退機構における労働条件及び採用の基準を記載した書面を能開機構の職員に交付することにより行うほか、同職員が勤務する場所の見やすい場所に常時掲示又は備え付けることとすること。
 - ウ 能開機構の職員の意思の確認の方法
雇用支援機構又は勤退機構の職員になることに関する能開機構の職員の意思確認は、書面により行うこと。
 - エ 能開機構による名簿の作成のために必要な事項
名簿には、雇用支援機構又は勤退機構の職員となるべき者の氏名、生年月日、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載すること。また、当該名簿には、雇用支援機構又は勤退機構が必要と認める書類、名簿に載せる判断の基礎とした資料を添付すること。
- (5) 職業能力開発促進センター等の譲渡により生じた収入額の国庫納付等の手続等その他関係規定の整備を行うこと。
- (6) 施行期日 平成23年10月1日（準備行為等は公布日施行）